

# 裁 決 書

埼玉県北本市●●●  
審査請求人 ●●●  
●●●

処 分 庁 北本市長 三 宮 幸 雄

審査請求人が令和6年6月24日付で提起した「令和6年5月1日付け個人情報一部開示決定（住民票取得履歴の分かるもの（令和5年10月以後の分）」（以下「本件処分」という。）に係る審査請求書について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事 案 の 概 要

審査請求人は、令和6年6月24日付で、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求書を提出した。

### 審理関係人の主張の要旨及び処分庁の対応

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分は処分庁の法令解釈の誤認による違法な処分であることから、本件処分の取消しを求めると及び非開示部分の全ての開示を求める旨を主張している。

#### 2 処分庁の対応

処分庁は、本件審査請求が提起された後に、根拠法令等を見直した結果、法令解釈に誤りがあったことを認め、本件処分を取り消し、令和6年6月26日付け「個人情報一部開示決定取消通知書（北山市発第133号）」を審査請求人の代理人である弁護士●●●（以下「代理人弁護士」という。）に直接交付した。

また、処分庁は、本件処分を取り消すとともに、非開示部分の全部を開示することを認め、令和6年6月26日付け「個人情報開示等決定通知書（北山市発第134号）」及びこれに係る開示決定文書一式を代理人弁護士に直

接交付した。

## 理 由

- 1 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。  
したがって、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める不服申立ての利益は消滅しているため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。
- 2 本件審査請求についてみるに、審査請求人は、本件処分の取消し及び非開示部分の開示を申し立てていたものであるが、上記2のとおり、処分庁が審査請求人の主張を認め、本件処分を取り消し、非開示部分の全部を開示したことにより、審査請求人の不服申立ての利益は消滅した。
- 3 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月3日

審査庁 北本市長 三 宮 幸 雄

## 教 示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北本市を被告として提起することができます。

この訴訟において、北本市を代表する者は、北本市長です。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。